

ディスクロージャー  
(2010年度版)

カネツ商事株式会社

## 【はじめに】

本書は、平成 22 年 3 月期（平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月）における会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」 平成 22 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員 の 状況」 当社の役員 の 氏名、主要略歴等を記載しています。

「従業員 の 状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取り巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」 当社の平成 21 年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

「財務比率」

#### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(\*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を完了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生じる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合でみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### ①会社名等

商品取引員名 カネツ商事株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 若林 正俊  
 所在地 東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号  
 電話番号 03-3662-0111 (大代表)

### ②会社の沿革

当社は、昭和 28 年 6 月、群馬県高崎市の堤商店が所有しておりました東京穀物商品取引所の商品仲買人のシートを譲り受け、昭和 28 年 7 月 9 日、カネツ米穀株式会社として設立いたしました。

年 月	概 要
昭和28年 7月	東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 1 番地にカネツ米穀株式会社を設立。資本金 3,000 千円。
9月	東京穀物商品取引所商品仲買人の登録。
昭和30年10月	東京ゴム取引所商品仲買人の登録。
昭和32年 3月	商号を「カネツ商事株式会社」に変更。
4月	東京繊維商品取引所商品仲買人の登録。
昭和33年 7月	名古屋支店を設置。
昭和34年 4月	福岡支店を設置。
9月	大阪支店（現関西支店）を設置。
昭和37年 9月	本店を東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 17 番地に移転。
昭和51年 1月	本店住居表示東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 11 番 5 号に変更。
昭和53年 8月	第 1 回、商品取引員の許可更新を行う。
昭和57年 2月	東京金取引所金市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和58年 8月	第 2 回、商品取引員の許可更新を行う。
昭和59年 1月	東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける。
11月	通産系 3 取引所合併により、東京工業品取引所商品取引員の許可を受ける。
昭和62年 8月	第 3 回、商品取引員の許可更新を行う。
平成 2年 4月	カネツ貿易株式会社、西部カネツ物産株式会社と合併。資本金 725,500 千円
平成 3年 8月	第 4 回、商品取引員の許可更新を行う。
平成 4年 3月	増資。資本金 1,000,000 千円。
10月	商品投資販売業の許可を受ける。
平成 6年12月	株式 2 株を 1 株に併合。
平成 7年 2月	カネツ不動産株式会社を合併。資本金 1,080,000 千円。
8月	第 5 回、商品取引員の許可更新を行う。
10月	商品投資販売業の第 1 回更新許可を受ける。
平成 8年 3月	株式 1 株を 5 株に分割、額面を 50 円額面に変更。
7月	株式の名義書換代理人（現株主名簿管理人/三菱 UFJ 信託銀行）を設置。
4月	東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける。
平成11年 6月	石油市場（東京工業品取引所石油市場）の商品取引員の許可を受ける。
平成13年 8月	第 6 回、商品取引員の許可更新を行う。
10月	第 2 回、商品投資販売業の更新許可を行う。
平成17年 4月	第 7 回、商品取引員の許可更新を行う。
11月	金融商品取引業者の本登録。
平成20年11月	社団法人金融先物取引業協会加入。
12月	取引所為替証拠金取引くりっく 365 取引の代理・媒介業務を開始。
平成21年 1月	カネツビジネスサービス株式会社を新設分割。
4月	増資。資本金 1,250,000 千円
11月	本店移転。
平成22年 3月	取次取引員へ移行。（東工取、東穀取は市場取引参加者）

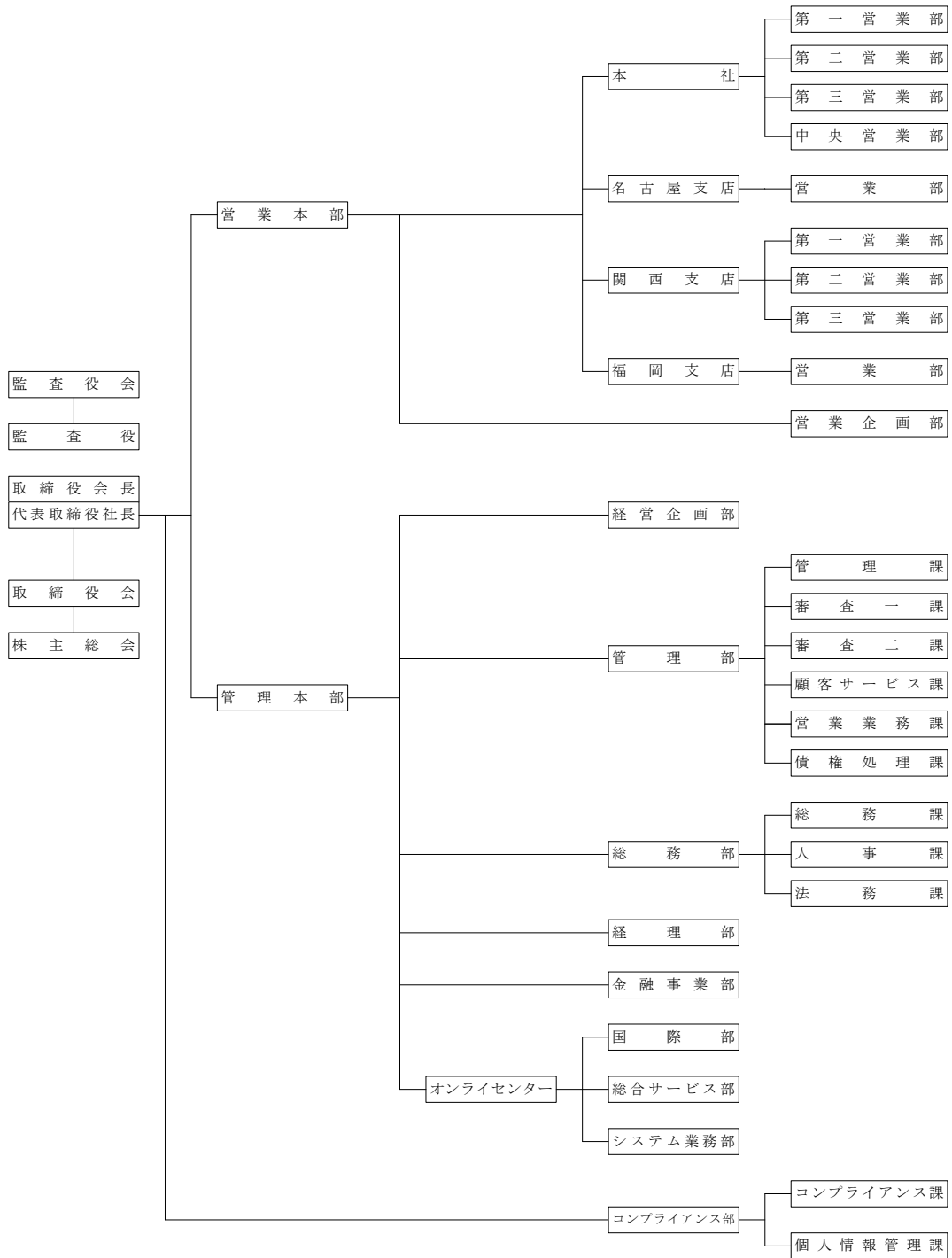
### ③会社の目的

1. 次の商品に関する売買業、輸出入業、問屋業、代理業ならびに仲立業
    - イ. 食糧、砂糖、油脂、飼料およびこれらの原料ならびに畜類、農畜水産物、加工食品その他の食料および飲料
    - ロ. 肥料、調味料、コーヒー、ココア、乳製品およびこれらの原料
    - ハ. 各種毛皮製品およびその原毛皮
    - ニ. 花卉、木材、合板および林産物
    - ホ. 衣料用繊維製品およびその原料
    - ヘ. ゴムおよびその加工品ならびに煙草および酒類
    - ト. 貴金属、白系金属およびこれらの製品
    - チ. 鉄、非鉄金属およびこれらの原料、製品ならびに鉱物
    - リ. 石油、天然ガスおよびこれらの副製品
    - ヌ. 自動車、自転車、玩具、事務用品、書籍およびに日用雑貨品
    - ル. 前記に関連する採鉱、開発および製造加工業
  2. 商品先物取引業
  3. 金融商品取引業
  4. 投資運用業
  5. 金融商品仲介業
  6. 海外商品先物取引業
  7. 貴金属の預託等取引業
  8. 各種会員権の賃貸およびリース業
  9. 刊行物の発行
  10. 不動産の取得、売買、賃貸借および保守管理ならびにこれらの仲介
  11. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
  12. 書画、骨董の取得、売買および賃貸
  13. 金銭の貸付けおよび債務の保証または引受け
  14. 事務用機器、コンピュータおよび同関連機器の販売およびリース業
  15. システム技術等のソフトウェアの企画、開発、販売および保全ならびにこれらの仲介
  16. 有価証券の運用および売買
  17. 貴金属・宝飾品等の古物の売買
  18. 前各号に附帯する業務および関連する事業
- (注) 上記のうち\_\_\_線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 当社の経営組織図は、次のとおりです。

(平成22年4月1日現在)



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の委託の取次ぎ

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場において商品取引受託業務を営むことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けており、現在は委託の取次ぎを行っております。

(取次先はドットコモディティ株式会社であります。)

許可番号：農林水産省「指令 17 総合第 34 号」

経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」

商品市場名 取引所名	商品市場名							上場商品名
	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	石油	アルミ	指数*	
東京穀物商品取引所	○							一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
		○						粗糖
東京工業品取引所			○					金、銀、プラチナ、パラジウム
				○				天然ゴム
					○			ガソリン、灯油、原油、軽油
						○		アルミニウム
							○	日経・東工取商品指数

(注 1) ○印の商品市場については、特定の電子取引に係る届出も行っております。

(注 2) 指数\*は日経・東工取商品指数の略です。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は、上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 金融商品取引業者

第 2 種金融商品取引業者として、商品ファンドの組成・販売、東京金融取引所の為替証拠金取引（くりっく 365）の代理・媒介業務等を行っております。

ロ. 貴金属の預託等業務

ゴールド・セービング、スーパーゴールド・セービング等の商品を扱っております。

⑤営業所の状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
本 店	東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号	03-3662-0111
関 西 支 店	大阪府大阪市中央区北浜東 1 番 7 号	06-6942-8686
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 23 番 2 号	052-204-8686
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区中洲 5 丁目 4 番 18 号	092-733-8686

⑥財務の概要 (平成 22 年 3 月決算期)

(a) 資本金	1,250,000 千円
(b) 純資産額 * 1	1,286,630 千円
(c) 総資産額	13,177,251 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	102,274 千円 (2,459,088 千円)
(e) 経常利益	56,962 千円
(f) 当期純利益	361,096 千円

\* 1 : 商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 6,800,000 株 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は、取引所に上場しておりません。

⑧主要株主名 (上位 10 名)

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

氏名又は名称	住 所	所 有 株式数	発行済株式数に対す る所有株式数の割合
カネツホールディングス(株)	東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号	千株 6,800	% 100.0
計		6,800	100.0

(注) 当社は、カネツホールディングス株式会社の 100%完全子会社です。

⑨役員の様況

(平成 22 年 7 月 1 日現在)

役 職 名	氏 名	所 有 株 式 数
取 締 役 会 長	清 水 清	0
代 表 取 締 役 社 長	若 林 正 俊	0
常 務 取 締 役	水 野 慎 次 郎	0
取 締 役	中 塩 屋 龍 也	0
取 締 役	梶 浦 憲 一	0
取 締 役	齊 藤 美 知 男	0
取 締 役	工 藤 昭 二	0
常 勤 監 査 役	吉 川 晴 之	0
監 査 役 (非 常 勤)	堤 克 弘	0
監 査 役 (非 常 勤)	矢 野 雄 紀	0
監 査 役 (非 常 勤)	鈴 木 成 雄	0
計	11 名	0

(注) 監査役矢野雄紀氏、鈴木成雄氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

⑩従業員の様況

(平成 22 年 7 月 1 日現在)

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	190 名	159 名	31 名	99 名	91 名
平 均 年 齢	37.5 才	38.3 才	33.3 才	35.5 才	35.5 才
平 均 勤 続 年 数	12.4 年	13.3 年	7.4 年	12.1 年	12.3 年
外 務 員 数	142 名	127 名	15 名	98 名	44 名

## 2. 事業の状況

### (1) 事業の経過及び成果

#### ① 営業方針

当社は創業以来、お客様との「共存共栄」を企業理念とし、信頼されるパートナーであろうと常に真心を持ってお客様に接し、「今後も、是非、カネツ商事で取引を」と言って頂ける企業を目指しております。

そのためには、人材の育成こそが最重要課題であると考え、長年培ってきた商品先物取引のノウハウに加え、豊富な金融知識を持ち、お客様に総合的なアドバイスが出来るよう、ファイナンシャルプランナーの資格や日本証券業協会の外務員資格取得を奨励しております。

一方、より多くの投機チャンスを提供し、成果を挙げていただくことこそサービスと捉えた創業の精神を引き継ぎ、商品先物取引に代表されるハイリスク・ハイリターンの商品に加え、比較的リスクの少ない商品を開発し、幅広く資産運用の場を提供していくことも重要であると考えております。商品ファンドや貴金属の消費寄託契約である「セービング」もそのひとつであります。

また、平成 20 年 12 月 1 日より開始しました東京金融取引所の為替証拠金取引「くりっく 365 取引」の代理・媒介業務を、今後は、商品先物取引と並ぶ事業と捉え、これまで以上に力を注いでまいります。

加えて、全社を挙げて法令遵守（コンプライアンス）体制の充実に取り組み、お客様にとって使い勝手の良い資産運用会社を目指し、より良いサービスの提供とサポートの充実を目指し、邁進していく所存であります。

#### ② 当社及び当業界を取り巻く環境

当期における我が国の経済は、内閣府が期末の 3 月に、「景気は、着実に持ち直してきているが、なお自律性は弱く、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」と、2 月の判断にある「依然として厳しい状況」から「依然」という文言を削除し、また、「着実」、「なお」という文言を加え、昨年 7 月以来 8 か月ぶりに景気判断を上向きに訂正しましたが、大学生の就職が 2000 年の就職氷河期以上に厳しいといった状況が続いています。為替は 1 ドル 100 円から 85 円割れまで円高に進んだあと、期末は 93 円前後で、7 円程の円高でした。また、NY 原油が 1 バレル 50 ドル台から 80 ドル台へと値を戻し、NY 金が 1 トロイオンス 1,200 ドルの史上最高値を記録するなど、商品相場は軒並み高かった期と言えます。

株式市場はと言いますと、サブプライム問題に端を発し、どん底にあったアメリカ経済の回復は早く、NY ダウは期首の 7,700 ドル台が 10 月には 1 年ぶりの 10,000 ドル台を回復、さらに年明けには 10,700 ドル台からさらに 10,900 ドル台へと大きく躍進し、すでに低迷期は終わったかに見えます。一方、日経平均株価は、今期 8,173 円で始まり、上げ下げを繰り返しながら期末は 11,089 円でした。実に期首に比べ 36%の上昇率で、株価で見ると限り景気は底を打ったように見えます。しかしながら、景気の回復を、肌で感じられるには今しばらく時間がかかりそうです。

当業界におきましては、昨年度に引き続き、非常に厳しい状況にあります。商品先物取引法（改正商品取引所法）完全施行前に、取引所システムの変更や取引時間の延長等、その負担は取引員に重く、前期に増して取次取引員への業態転換や受託業務廃止の取引員が相次ぎました。

今年度における全国の 4 取引所の年間総売買高合計は 34,259,093 枚で、前年度比

26.0%の減少となりました。取引所別に見ても、総売買高の 81.8%を占める東京工業品取引所が前年度比 24.6%減、東京穀物商品取引所が同 30.0%減、中部大阪商品取引所が同 33.8%減、関西商品取引所に至っては同 63.5%減、と大幅な落ち込みを見せました。

### ③営業の成績及び成果

そんな状況の中、当社は、大きなリストラを敢行しました。4月に宇都宮支店と仙台支店を閉鎖、9月には中部大阪商品取引所を脱退しました。10月に福井支店、広島支店、11月には札幌支店を閉鎖したほか、本社の土地、建物を売却し、現在の地に事務所を借りて移転しました。また、平成22年2月に高崎支店を閉鎖、同年3月29日にドットコモディティ株式会社を取次先とする取次取引員へ業態を転換しました。受託取引資格の再取得も視野に入れながら、当面は、東京金融取引所の為替証拠金取引くりっく365取引に人、モノ、資金を投入していく所存であります。

また、商品先物取引業界の厳しい環境を反映し、当社の委託売買高は136万枚で前年度比40.3%減となりました。主な商品別の売買高で見ますと、貴金属が92万枚(同44.9%減)、農産物が24万枚(同14.3%増)、これに天然ゴム、石油製品が続くような格好となりました。

一方、東京金融取引所の為替証拠金取引「くりっく365取引」におきましては、活況を呈し、当社の代理・媒介業務に係る取引枚数は118万枚(同742.9%増)と当期における当社の収益に大きく貢献することになりました。

当社の業績は、と言いますと、先物委託手数料19億5千2百万円(同33.6%減)、代理・媒介手数料4億9千9百万円(同908.6%増)となり、受取手数料は、前期より5億5千5百万円減少して24億5千9百万円(同18.4%減)となり、売買損益3億5百万円、その他2千万円を加え、営業収益27億8千4百万円(同24.4%増)となりました。

営業費用は、前期より11億8百万円減少して26億8千2百万円(同29.2%減)となり、この結果、営業利益1億2百万円(同一)、経常利益5千6百万円を計上いたしました。

また、本社土地建物を売却し、特別利益4億1千5百万円を計上しましたが、売却に要した費用損失等、減損損失、事業構造改善費用(退職給付費用償却)等、特別損失が4億4千2百万円となり、税引前当期純利益2千9百万円(同一)、法人税、住民税及び事業税1千4百万円、法人税等調整額マイナス3億4千6百万円の結果、当期純利益3億6千1百万円(同一)となりました。

## (a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第 58 期 〔自 平成21年 4月 1日〕 〔至 平成22年 3月31日〕
商品先物取引		
農産物市場		353,821
貴金属市場		1,506,627
アルミニウム市場		24
ゴム市場		68,399
石油市場		15,675
砂糖市場		7,841
日経・東工取商品指数		42
小 計		1,952,426
オプション取引		
農産物市場		0
砂糖市場		0
貴金属市場		0
小 計		0
商品ファンド		6,678
為替媒介手数料		499,982
合 計		2,459,088

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第 58 期 〔自 平成21年 4月 1日〕 〔至 平成22年 3月31日〕
商品先物取引		
農産物市場		7,998
貴金属市場		266,091
アルミニウム市場		—
ゴム市場		△ 191
石油市場		4,463
砂糖市場		△ 107
日経・東工取商品指数		—
小 計		278,254
オプション取引		
農産物市場		0
砂糖市場		0
貴金属市場		0
小 計		0
海外先物取引		0
商品売買損益		△ 269,963
その他売買損益		297,303
合 計		305,593

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

期 別		第 58 期 〔 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日 〕		
商品市場名	内 訳	委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
	農 産 物 市 場	240,420	4,202	244,622
	貴 金 属 市 場	923,716	47,430	971,146
	アルミニウム市場	38	0	38
	ゴ ム 市 場	167,776	17,077	184,853
	石 油 市 場	27,573	17,312	44,885
	砂 糖 市 場	5,775	30	5,805
	日経・東工取商品指数	20	0	20
小 計		1,365,318	86,051	1,451,369
オプション取引				
	農 産 物 市 場	0	0	0
	砂 糖 市 場	0	0	0
	貴 金 属 市 場	0	0	0
小 計		0	0	0
合 計		1,365,318	86,051	1,451,369

(注) 受渡による決済数量は含まれておりません。

## ④対処すべき課題

当社が対処すべき最重要課題は、純資産額等の増加であります。平成 21 年 9 月に、本社の土地、建物を売却し、固定資産の流動化を図ってまいりましたが、今後は、平成 22 年 3 月 29 日に業態転換した商品先物取引の取次受託業務と東京金融取引所の為替証拠金取引の代理・媒介業務で収益を確保し、一層の財務体質の強化に努め、純資産額等 20 億円を目標に進めてまいっている所存であります。

また、カネツホールディングスグループの一員として、グループ会社社員の安定した収入の確保と株主様への利益還元に努めてまいりたいと存じます。

## ⑤受託業務管理規則

### ◇対面取引

#### 第1条（目的）

この規則は、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

なお、特定の電子取引は別に定める受託業務管理規則によるものとする。

#### 第2条（管理担当組織）

当社は、受託業務に係る管理体制を明確にするため、本店管理部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当者を配置する。

2. 受託業務に係る総括管理及び次条に定める管理担当者の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者及び統轄責任者を置く。
3. 本店及び従たる営業所に顧客管理責任者を置く。
4. 総括責任者、統轄責任者及び顧客管理責任者は、次の者がその任に当る。
  - (1) 総括責任者は、管理部の取締役とする。なお、総括責任者が不在の場合は、統轄責任者がその任に当るものとする。
  - (2) 統轄責任者は、部長職以上の者とする。
  - (3) 顧客管理責任者は、課長職以上の者とし、支店においては支店長とする。なお、支店長が不在の場合は、次席の者がその任に当たるものとする。
5. 顧客管理の充実を図るため、支店に顧客サービス課を配置する。
6. 顧客管理に係る疑義の審査を行うため、本店管理部内に審査課を置く。

#### 第3条（管理担当者の職務）

当社は、受託業務に係る運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当者の職務を定める。

##### (1) 総括責任者

- ①総括責任者は、関係必要書類の精査及び本規則の遵守状況を確認し、必要に応じ、統轄責任者ならびに顧客管理責任者に対して指示、指導を行うものとする。
- ②総括責任者は、本規則に定める管理措置の遂行状況及び遵守状況を定期的に取り締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合は、取締役会に諮り、具体的改善措置を講ずるものとする。

##### (2) 統轄責任者は、総括責任者の補佐を行うものとする。

##### (3) 顧客管理責任者は、本規則に定める管理措置について、職務遂行の任に当るものとする。

##### (4) 顧客サービス課は、顧客の面談を主な職務とする。

##### (5) 審査一課は、顧客の適合性の審査を行うものとする。

#### 第4条（商品先物取引不適格者参入防止）

当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期入院患者等随時連絡がとれない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者
- (7) 口座開設時に75歳以上の者

2. 当社は、顧客が次の各号の一に該当することが判明した時は、原則として勧誘及び受託を行わない。但し、本条第 3 項に定める例外の要件を満たす場合であって、顧客サービス課の確認を経た後、総括責任者が認めた場合は、当該委託者を「特別管理委託者」として取り扱うものとする。
- (1) 年金、恩給、保険金等により主として生計を維持する者（収入全体の過半を占める者）
  - (2) 65 歳以上の者
  - (3) 一定の所得を有しない者（年収 500 万円未満）
  - (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引
  - (5) 取引期間中に 75 歳を迎えた者
  - (6) その他商品先物取引を行う適格性に疑問があると思われる者
3. 前項に掲げる者の勧誘及び受託について不適当と認められないための例外の要件は、顧客本人が「適合性の原則に照らして不適当と認められる勧誘の対象者であること」を理解しているとともに、以下に掲げる不適当と認められない例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告を受けることに加えて、以下の要件を満たすことを要する。
- (1) 前項第 1 号ないし第 3 号及び第 5 号に該当する者にあつては、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
  - (2) 前項第 4 号の場合にあつては、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
  - (3) 前項第 5 号に該当する者にあつては、75 歳を迎える以前に直近の 3 年以内において延べ 90 日以上に亘る商品先物取引の経験を有していること及び当社が作成した理解度確認書により、商品先物取引の仕組み・リスク等について十分理解していることが確認できること。
4. 当社は、勧誘の過程において顧客が各条項に照らして不適格者と判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとする。

#### 第 5 条（適合性の審査）

当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するとともに、参入する者の適合性を的確に判断するため、次の各号に定める要領により、審査を行うものとする。

- (1) 勧誘の適否の判断のため、顧客に関する見込客調査表を作成し、管理部審査一課の審査を受けるものとし、その記録を取引終了後 3 年間保存する。
- (2) 管理部審査一課の審査を終えた後に、管理部顧客サービス課は統轄責任者の命を受け顧客と面談等を行う。
- (3) 取引を開始する際には、顧客管理責任者の審査を経た後、統轄責任者が受託の適否に係る審査を行うものとする。
- (4) 前号の統轄責任者による審査前に約諾書の差入れ、証拠金の受け入れ及び取引の受注は行わないものとする。
- (5) 統轄責任者は、第 3 号の審査における判断根拠等を具体的に記載した書面を作成し、これを取引終了後 3 年間保存するものとする。

#### 第 6 条（勧誘行為及び取引意思の確認）

当社は、勧誘を行うに当たっては、当社の商号、勧誘を行う者の氏名及び商品先物取引の勧誘が目的であることを告知し、顧客に対し勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。

2. 前項の告知及び意思確認の内容は営業日誌に記録するものとする。
3. 当社は、委託を行わない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、再度の勧誘を行わないものとする。
4. 当社は、勧誘を受ける意思のない顧客への再勧誘を防止するため、当該顧客の各種名簿からの削除及び「電話発信規制装置」に登録する。
5. 当社は、顧客の事前の承諾が得られた場合を除き、以下に掲げる勧誘を行わないものとする。
  - (1) 午後9時から午前8時までの時間帯における勧誘
  - (2) 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘
  - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
  - (4) その他顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘

#### 第7条（口座設定申込書及び顧客カードの整備）

当社は、顧客の属性を把握し、取引参加の意思を審査するため、顧客に対し、以下に掲げる事項を記載した口座設定申込書の提出を求めるものとする。

- (1) 氏名、住所、連絡先及び勤務先
  - (2) 職業、生年月日、性別及び家族構成
  - (3) 資産及び年収の状況、
  - (4) 投資可能資金額等
  - (5) 商品先物取引、証券取引及び為替証拠金取引の経験の有無
  - (6) 商品先物取引を行う動機
  - (7) お取引の意思について
  - (8) その他、必要と認める事項
2. 当社は、適切な委託者管理を行うため、前項の口座設定申込書の記載内容に基づき、顧客カードを作成するものとする。
  3. 顧客管理責任者は、顧客カードの内容を精査するとともに、その写しを第2条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。
  4. 顧客カードの記載事項については、変更があるその都度更新するよう努めるものとする。

#### 第8条（勧誘の際の説明義務）

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たって、「商品先物取引—委託のガイド（含む別冊）」及び「入門のしおり」を事前に交付するとともに、これらを用いて以下に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること。
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- (3) 取引証拠金等に関する事項（相場の変動によって追加的に預託する追証拠金等を含む全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する）
- (4) 委託手数料に関する事項（取引の損益に加えて委託手数料がかかることを説明するとともに、委託手数料は売り、買い双方の取引に必要か否か等についても説明する）
- (5) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨等

(6) その他商品取引所法施行規則第 104 条に定める事項

2. 前項の説明は、まず初めに前項第 1 号及び第 2 号について説明した上で顧客が理解したことを書面(商品先物取引の理解確認書)により確認し、その確認の後に前項第 3 号から第 6 号について説明し、顧客が理解したことを再度書面により確認する方法により履行するものとする。

なお、当該理解確認書は総括責任者のもとに備え付けるものとする。

3. 顧客に口座設定申込書の提出を求める前に、投資可能資金額とは取引の結果が損失となっても生活に支障がない「損となっても許容できる金額」であって、取引証拠金として差入れ可能な資金総額であること及び既に損失や手数料等が発生している場合にはそれを控除したものが新たな投資可能資金額となることを分かりやすく説明し、理解させるものとする。
4. 当社は、ロスカット制度を導入しているため、受託契約準則に定める「ロスカット取引約款」及び「カネツ商事のロスカット取引」を用い、分かりやすく説明した後、理解した旨を書面(ロスカット制度理解の確認書)により確認し、取引口座を選択していただくものとする。

第 9 条 (取引に係る記録等)

当社は、次の各号に定める方法により、取引状況を記録するものとする。

- (1) 顧客と面談により売買注文を受ける場合は、所定の注文依頼書に委託者自筆による注文日時、注文内容及び署名を求めるものとする。
- (2) ファクシミリならびにインターネットにより売買注文を受ける場合は、記録紙を保存するものとする。
- (3) 委託者の売買指示における意思の確認を、顧客管理責任者の判断により必要と認めるときに記録するものとする。

第 10 条 (商品先物取引未経験者等に係る保護措置)

当社は、直近 3 年間で 3 ヶ月以上の商品先物取引の経験を有しない者を未経験者とし、取引開始から 3 ヶ月を経過するまでの間、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 取引証拠金必要額の目安は、委託者の投資可能資金額の 3 分の 1 までに制限する。
- (2) 委託者が上記(1)の取引量を超える取引を希望する場合にあっては、当該委託者から商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及びその例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、かつ、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できる場合であって、総括責任者が許可した場合に限り、これを認めるものとする。
- (3) 本規則第 4 条第 2 項に定める者については、原則として上記(2)の取扱いを認めないものとする。

第 11 条 (日常業務における顧客管理)

当社は、本店管理部を中心として委託者の取引状況及び投資可能資金及び取引内容等について、常時精査を行うものとする。

2. 本店管理部の指示により、支店の管理部顧客サービス課員は委託者と面談を行い取引内容の確認を行うなど委託者との意思の疎通を図るものとする。
3. 営業部門に対し指導が必要と認められた場合は、総括責任者の指示により統轄責任者を通じ、顧客管理責任者及び担当の営業社員の指導を行うものとする。

第 12 条 (習熟期間終了による取引制限解除)

当社は、第 10 条に定める未経験者に係る管理措置を、取引開始から 3 ヶ月間を経過し

た委託者については、委託者の申し出により顧客管理責任者が申告し総括責任者が認めた者は取引量の制限を解除することができるものとする。

#### 第13条（取引証拠金の額）

取引証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引証拠金基準額と同額とする。

2. 取引証拠金の額等に係る社内責任者として総括責任者がその任に当り、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

#### 第14条（委託手数料の額）

当社の委託手数料の額を変更する場合は、取締役会の決議により行うものとする。

#### 第15条（不正資金の流入防止）

当社は、不正資金の流入防止のため、次の各号に規定するもの（以下「公金取扱者」という。）等からの受託は行わないものとする。ただし、次項に定める総括責任者の審査により受託を認めた場合はこの限りではないが、第3項以下の措置を講じることとする。

- (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
  - (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
  - (3) 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
  - (4) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
2. 契約締結に際して口座設定申込書等により公金取扱者であることが判明した場合、「公金取扱者アンケート」を徴収する。さらに管理部顧客サービス課が電話又は面談等の方法により確認を行った後、記録を作成することとする。総括責任者は当該記録等を精査のうえ受託の適否に係る審査を行う。
  3. 管理担当者は、取引開始後も委託者の属性情報の的確な把握に努めるものとし、定期的に委託者に対して電話又は面談等により属性情報の変更を確認し、変更があった場合には顧客情報を更新するものとする。
  4. 次の各号に掲げる場合には、管理を必要とする対象者として特定し、当該委託者の資金について管理部が調査を開始し、営業部門はこれに協力しなければならない。当該調査に関しては、記録を作成し、当該記録及び第三者機関の調査報告書は、これを10年間保存する。
    - (1) 当該委託者の入金累計額が1,000万円を越えることとなった場合には、当該委託者の資産状況等を第三者機関に調査を依頼する等、必要な措置を講ずることができる。
    - (2) 当該委託者の入金累計額が3,000万円を超えることとなった場合には、資金の性格や出所を把握するため、当該委託者しか知り得ない資金の具体的な根拠を確認する。
  5. 前項の調査の結果、証明書類等の提出に応じないなど不正資金の流入が疑われる場合、または不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金及び新規注文は受けないものとする。

#### 第16条（委託者との入出金に係る管理措置）

当社は、委託者との間に入金及び出金は原則として金融機関での振込みにより行う。ただし、取引開始時及び清算時の入出金また、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合には、以下に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 外務員が委託者と現金による受渡しをする場合は、備え付けの「持出申請書」に必要事項を記入し、経理担当者及び顧客管理責任者に提出し承認を得る。
- (2) 現金での受渡しは、原則として複数の役職員で対応する。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得る。
- (3) 取引証拠金等を現金で受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
- (4) 取引証拠金等を現金で支払いする場合には、あらかじめ金額を記載した受領書の受領と同時に行う。
- (5) 現金での受渡しは、委託者の署名を「持出申請書」により経理担当者が確認し、かつ当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、受渡しの金額、日時、外務員の氏名等について確認する。

#### 第 17 条 (建玉制限等)

当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について定期的に書面により通知するものとする。

#### 第 18 条 (委託者からの疑義及び相談等の対応)

委託者からの疑義及び相談等の対応は、本店管理部が行うものとする。ただし、委託者によっては支店の管理部に指示し、対応させるものとする。

#### 第 19 条 (勧誘方針)

当社は、適正な勧誘を確保するため勧誘方針を定め、店内掲示やホームページに掲載し、周知徹底を行うものとする。

#### 第 20 条 (広告・宣伝に係る管理措置)

当社は、委託の勧誘手段として広告・宣伝を行うに当たり、法その他関係法令、受託契約準則及び受託等業務に関する規則等を遵守し、かつ社内規則「広告に関する規則」を定めて適正に管理するものとする。

#### 第 21 条 (違反者に対する懲戒)

この規則の定めにより違反する行為があったと認められたときは、関係者に対し、当社就業規則の定めにより厳正な社内処分を行うものとする。

#### 第 22 条 (変更と届出)

本規則の変更及び届出は以下の通りとする。

- (1) 本規則を変更する場合は、取締役会議に諮り承認を得るものとする。
- (2) 本規則は、主務大臣及び日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

#### (付 則)

本規則は、平成 16 年 7 月 1 日より改定実施する。  
本規則は、平成 17 年 8 月 1 日より改定実施する。  
本規則は、平成 18 年 7 月 1 日より改定実施する。  
本規則は、平成 19 年 10 月 1 日より改定実施する。  
本規則は、平成 20 年 2 月 1 日より改定実施する。  
本規則は、平成 20 年 12 月 1 日より改定実施する。  
本規則は、平成 21 年 10 月 1 日より改定実施する。  
本規則は、平成 21 年 12 月 1 日より改定実施する。

## ◇電子取引

### 第1条（目的）

この規則は、当社が運営する電子取引等に係る受託及びそれに付帯する業務（以下「電子取引等の受託業務」という。）について、適正な運営及び管理に必要な事項を定めることにより委託者の保護を図ることを目的とする。

### 第2条（電子取引等の定義）

当社における「電子取引等」とは、オンラインセンター支店総合サービス部（以下「総合サービス部」という。）が取扱う電子取引等の取引に係る契約を締結して行われる商品先物取引をいう。

### 第3条（本規則の適用）

本規則は、電子取引等の取引に係る契約を締結して行う個人及び事業法人の取引口座に適用する。ただし、取引所の取引参加者、会員等及び当業者は除外する。

### 第4条（内部管理体制）

当社では、電子取引等の受託業務で求められる事項を適切に管理、監督する内部管理組織として、総合サービス部、本店管理部（以下「管理部」という。）、オンラインセンター支店システム業務部（以下「システム業務部」という。）を配置し、次の業務を担当させる。

- (1) 受託業務、顧客管理は総合サービス部が担当する。
- (2) 前項の総括管理は管理部が担当する。
- (3) 基幹システム、ネットワークシステム等の構築、維持、保守及び点検等はシステム業務部が担当する。

### 第5条（管理担当者及びその職務）

当社では、電子取引等の受託業務に係る管理担当者として顧客管理責任者及び総括責任者を置く。

- (1) 顧客管理責任者は総合サービス部の責任者とする。ただし、責任者が不在の場合は同部署の管理職が担当する。
  - (2) 総括責任者は、管理部の総括責任者とする。
2. 顧客管理責任者及び総括責任者の職務は次の通りとする。
- (1) 顧客管理責任者は、電子取引等を希望する新規参入者について受託契約を締結する目的に照らした適合性の審査を行うほか、取引の開始後の委託者に対して本規則に定める管理措置について職務を遂行する。
  - (2) 総括責任者は、顧客管理責任者から報告を受けた新規参入者の適合性の審査又は取引継続希望者の審査を行い、その最終判断をする。また、本規則に定める管理措置について必要に応じて顧客管理責任者より報告を求め、必要な場合は改善させるための指示、指導を行う。

### 第6条（不適格者の参入防止策）

当社では、電子取引等の受託業務にあたり、次の各号の一に該当する者を「不適格者」として位置づけ、適合性の審査及び取引の受託は行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と認められる者。
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
- (3) 長期入院患者等随時連絡がとれない者。
- (4) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者。
- (5) 破産者で復権を得ない者。

- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生じる恐れのある取引をしたくない者。
- (7) 口座開設時に 75 歳以上の者。
- 2. 当社では、電子取引等の受託業務にあたり、次の各号の一に該当する者を「不適格者に準じる者」として位置づけ、原則として適合性の審査及び取引の受託は行わない。ただし、次項に該当する場合はこの限りではない。
  - (1) 年金、恩給、保険金等による生計が収入全体の過半を占める者。
  - (2) 口座開設時に 25 歳未満の成年又は 65 歳以上 75 歳未満の高齢者。
  - (3) 取引期間中又は取引を再開する際に満 75 歳を迎えた高齢者。
  - (4) 一定の所得（目安として年間収入 500 万円以上）を得ていない者。
  - (5) 本規則第 8 条第 3 項の各号に規定する公金取扱者。
  - (6) 商品先物取引を行う適格性に疑問があると当社が判断した者。
- 3. 前項各号の一に該当する者でも、次の各号に定める要件を満たし、本人自らが「不適格者に準じる者」に該当することを理解した上で、本人自書による資産の裏付けの記載された「申出書」が提出された場合は、顧客管理責任者による適合性の審査を経た後、総括責任者が承認した場合に限り、口座開設及び取引の受託を行う。
  - (1) 前項第 1 号または第 4 号に該当する者は、一定の金融資産（目安として 500 万円以上）を有していること。
  - (2) 前項第 2 号に該当する者は、一定の所得（目安として年間収入 500 万円以上）を得ていること又は一定の金融資産（目安として 500 万円以上）を有していること。
  - (3) 前項第 3 号に該当する者は、本人に取引継続の希望があり、本人自書による「申出書」が提出されること。
  - (4) 口座開設時に前項第 5 号に該当する者は、所定の必要書類に加えて本人自書による「申出書」が提出されること。
  - (5) 取引継続中に前項第 5 号に該当する者は、本人に取引継続の希望があり、本人自書による「申出書」が提出されること。

#### 第 7 条（商品先物取引の理解についての再確認）

当社では、本規則第 6 条第 2 項第 3 号に該当することとなった委託者が継続して電子取引等の取引を希望する場合は、あらためて「不適格者に準じる者」に該当することを通知するとともに、委託者に電話等で商品先物取引のしくみ、ルール、リスク、電子取引の特性等についての理解の再確認を行い、その理解の証として本人自書による「申出書」の提出を求める。

#### 第 8 条（不正資金の流入防止措置）

当社では、電子取引等の受託業務にあたり、仮名、借名等による不正な取引及び不正な資金の流入を未然に防止するために次項以下の必要な措置を講じる。

- 2. 当社では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成 19 年法律第 22 号）に基づいた本人確認事務を行う。また、必要に応じて本人確認のための追加的措置を講じることもある。
- 3. 当社では、次の各号の一に該当する者を「公金取扱者」として規定し管理する。
  - (1) 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。
  - (2) 証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファインンス会社、リース会社などのノンバンクの金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。

- (3) 国、地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。
- (4) 民間企業等において金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者。
- 4. 当社では「公金取扱者」を規定した書面を顧客に交付し留意事項の周知を図る。その上で、該当者には所定の必要書類に加えて「申出書」による申告を要請し属性情報の把握に努める。
- 5. 当社では、定期的に委託者の属性情報の的確な把握に努めるものとし、属性情報に変更が生じた場合には総合サービス部又は管理部へ申し出るよう要請し、変更の申し出があった場合にはその情報を更新する。
- 6. 次の各号に該当する場合は、管理を必要とする対象者として以下の調査を開始し、その記録を10年間保存する。
  - (1) 「公金取扱者」の入金累計額が5000万円を超えることとなった場合には、電話等により資産状況等の調査を行い、その後の監視を強化する。
  - (2) 「公金取扱者」の入金累計額が1億円を超えることとなった場合には、当該委託者の資金であることの立証を求めるために証明書類（預金通帳等のコピー等）の提出を要請する。

#### 第9条（受託及び資金受付の停止）

当社では、電子取引等の受託業務にあたり、委託者が取引の開始後に次の各号の一に該当することとなった場合又は当社が受託の継続を困難と判断した場合には、あらかじめその理由を当該委託者に通知した上で、その後の取引の受託を一時的に又は完全に停止し新規の資金の受け入れを停止する。

- (1) 委託者がその属性等について虚偽の申請を行っていることが判明し、本規則第6条第1項各号の一に該当した場合。
- (2) 委託者の属性情報に変更の必要性が生じているにもかかわらず、当社の要請に基づく所定の変更手続き等に応じない場合。
- (3) 委託者が本規則第6条第2項各号の一に該当することが判明したにもかかわらず、本人自書による「申出書」の提出がない場合。または、「申出書」の提出があった場合でも顧客管理責任者又は総括責任者より取引の継続を承認されない場合。
- (4) 委託者が本規則第8条第3項各号の一に該当することが判明したにもかかわらず、本人自書による「申出書」の提出がない場合。または、「申出書」の提出があった場合でも顧客管理責任者又は総括責任者より取引の継続を承認されない場合。
- (5) 本規則第8条第3項各号に該当する委託者が、同条第6項第1号の調査に応じない場合又は同条第6項第2号の証明書類等の提出の要請に応じない場合。
- (6) 委託者の取引口座内で不正な取引または不正な資金の預託が判明した場合には、当該委託者に対して速やかなる建玉の決済を要請するとともに、その後の取引の受託及び新規の資金の受け入れを停止する。
- (7) 委託者の取引適格性に疑問が生じ、当社が不適格者として判断した場合。

#### 第10条（受託契約の締結前の書面等交付）

当社では、電子取引等を希望する新規参入者に対して、商品先物取引の知識、しくみ、ルール、投機性及び当社独自のルール、電子取引等のしくみの理解を得るために、受託契約の締結前に次の書面等を交付する。

- (1) 「商品先物取引－委託のガイド（含む別冊）」
- (2) 「受託契約準則」
- (3) 「取引本証拠金一覧」

- (4) 「委託手数料一覧」
- (5) 「電子取引の契約に関する取り決め」
- (6) 「電子取引等の受託契約に係る特約」
- (7) 「ロスカット制度 受託契約準則に定めるロスカット制度取引約款」
- (8) 「東京工業品取引所 新システムについて」
- (9) 「カネツの口座管理ルール」
- (10) 「インターネット先物取引システム取次太郎・NEO 重要事項」
- (11) 「不正資金流入防止に係る協力のお願い」

#### 第 11 条 (適合性等の審査及び手続き)

当社では、電子取引等を希望する新規参入者の適合性の審査を行う際、委託者の属性情報を把握するために次の各号の基本情報の記載された「口座設定申込書」の提出を求め、これを基に適合性の審査を行う。

- (1) 氏名、住所、性別、生年月日、家族構成、住居情報及び届け出印
  - (2) 勤務先、勤務先住所、役職、職種、職業、連絡先及び勤続年数
  - (3) 年収、流動資産額、投資可能資金額及び収入形態
  - (4) 届出金融機関情報等
  - (5) 投資経験、取引動機及び受託契約を締結する目的（取引の目的）
  - (6) パスワードの指定
  - (7) メールアドレスの届出
  - (8) その他当社が必要とする情報
2. 顧客管理責任者は、前項の書面での適合性の審査を行うほか、電話にて商品先物取引の知識、しくみ、ルール、投機性の理解度、経験、財産状況の精査及び当社独自のルール等の理解度等を通して当社の電子取引等を行う上での適合性の審査を行い、その適合性等に問題がない場合は総括責任者の審査を仰ぐ。
  3. 総括責任者は、顧客管理責任者の報告を基に受託の適否についての最終判断をし、適合した者に限り口座開設及び取引の受託を許可する。
  4. 当社は、総括責任者による最終的な適合性等の審査が終了するまでは、取引証拠金等の受け入れ又は取引の受託は行わない。

#### 第 12 条 (口座開設書類及び保管、管理)

当社では、次の書類を電子取引等に係る口座開設の必要書類とする。

- (1) 「口座設定申込書」
  - (2) 「約諾書及び通知書」
  - (3) 「商品先物取引理解について並びにサービスについての確認書」
  - (4) 「証拠金預り証の発行を省略することについての同意書」
  - (5) 「差換預託に関する同意書」
  - (6) 本規則で規定する委託者の各種「申出書」
  - (7) 本規則第 8 条第 2 項に基づき提出を受ける本人確認書類
  - (8) その他当社が定める書類等
2. 前項の書類のうち「口座設定申込書」は、顧客カードとして総合サービス部及び管理部で保管、管理する。

#### 第 13 条 (投機性等の開示)

当社では、電子取引等を希望する新規参入者に「商品先物取引—委託のガイド(含む別冊)」を事前に交付することで、商品先物取引の投機性等の基礎知識について十分な理

解を求めるとともに、商品先物取引は投資者自身の判断と責任において行う自己責任原則の取引であることについて理解と認識を得る。

#### 第 14 条（投資可能資金額及び管理）

当社では、電子取引等の新規参入希望者に「投資可能資金額」の意味することを事前に告知し、過度な取引とならないよう注意を喚起する。

2. 当社では、電子取引等を利用する委託者の投資可能資金額を定期的にチェックし、結果的に再申告の必要性が生じた場合には、顧客に対しその旨を連絡し、顧客が再申告をする意思がある場合には、再申告を依頼する等の管理を行う。

#### 第 15 条（取引証拠金の額及び告知）

当社では、全ての上場商品につき、電子取引等の取引証拠金の額を商品取引所が定める取引証拠金基準額と同額とし、郵送又は当社のホームページ上で告知する。

#### 第 16 条（委託手数料の額及び告知）

当社では、電子取引等の委託手数料の額の決定及びその変更は取締役会の決議を経て行い、郵送又は当社のホームページ上で告知する。

#### 第 17 条（受託に係る制限等）

当社では、電子取引等を利用する委託者に対して商品取引所の市場管理措置による受託の制限があることについて周知を図る。

2. 委託者保護等を考慮し、商品取引所の市場管理措置とは別に、当社独自のルールを設けていることについて周知を図る。
3. 委託者保護等を考慮し、委託者からの取引の受託に各種の制限を設けることがある。ただし、その場合は事前に委託者にその趣旨、内容を告知した上で実施する。
4. 当社では、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限等について定期的に郵送又は当社のホームページ上で告知する。

#### 第 18 条（取引に係る記録及び保管）

当社では、電子取引等で受付けた注文は電磁的に記録し、これを 10 年間保管する。

#### 第 19 条（法令遵守及び懲戒）

当社では、電子取引等の受託業務を担当する者は、商品取引所法その他の法令諸規則並びに本規則を遵守するとともに、これら法令に定める禁止行為をしてはならない。

2. 前項に違反する行為が認められた場合は、別に定める「就業規則」に従い厳正な社内処分を行う。

#### 第 20 条（システム障害時の対応及び報告）

当社では、電子取引の受託契約の締結に先立ち、システム障害時の対応及び免責事項が規定された「電子取引の契約に関する取り決め」を委託者に交付する。

2. システム障害等が発生した場合は、別に定める「社内マニュアル」に沿って速やかに処理するとともに管理部へ報告する。
3. 関連部署は、発生状況、その後の対応及び処理について「システム障害報告書」を作成して記録を残すとともに管理部へ提出し、再発防止策を講じる。
4. 管理部は、その内容が「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン（日本商品先物取引協会）」の規定に該当する場合は、日本商品先物取引協会に報告書を提出する等の対応を採る。

#### 第 21 条（個人情報の取扱、保護措置及び公表）

当社では、個人情報の保護を図るため、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報保護ガイドライン」（日本商品先物取引協会）に基づき別に規定を定め、入手した個人情報、ID、パスワード等の取扱い及び保護に関して、その

規定に従い必要な措置を講じる。

2. 当社では、委託者より取引履歴の開示請求があったときは、「受託業務に関する規則第7条の2の取扱要領」の定めに沿って行う。
3. 「個人情報保護方針」は書面及び当社のホームページ上で公表する。

#### 第22条（委託者相談窓口）

当社では、電子取引等に関する委託者からの問合せ、相談、苦情等に関する窓口は総合サービス部が担当し、その内容により管理部及びその他の関連部署が対応する。

#### 第23条（広告及び宣伝に係る管理措置）

当社では、電子取引等に関する広告・宣伝の実施に当たり、別に定める「広告等に関する規則」に従い適正に管理するものとする。

#### 第24条（本規則の制定及び改廃）

当社では、本規則の制定及び改廃は取締役会の決議事項とする。

#### 第25条（本規則の届出及び開示）

本規則は、主務大臣及び日本商品先物取引協会へ届出るものとし、これを改定したときも同様とする。

2. 本規則は、当社のホームページ上で開示する。

（付 則）

1. 本規則は、平成19年2月1日より施行する。
2. 本規則は、平成20年8月1日より改定施行する。
3. 本規則は、平成20年12月1日より改定施行する。
4. 本規則は、平成22年4月1日より改定施行する。

#### ⑥外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
283名	16名	131名	168名

#### ⑦委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
2,049名	523名	1,461名

⑧苦情、紛争に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情相互の話し合いによる解決	紛争紛争処理機関での解決	訴訟	苦情相互の話し合い中	紛争紛争処理機関で修理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 36件	14件	3件	0件	11件	2件	6件
前年度からの継続している案件の件数 52件	7件	2件	10件	1件	1件	31件
合計 88件	21件	5件	10件	12件	3件	37件

- \* 苦情相互の話し合いによる解決に打ち切り（6件）を含む。
- \* 未解決案件の紛争に苦情からの移行（1件）を含む。
- \* 未解決案件の訴訟に苦情からの移行（20件）、紛争からの移行（3件）、前年度以前に解決した案件（1件）を含む。

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

- (注) (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

## (c) 双方が提訴したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件		0 件	
前年度から継続している案件の件数 6 件	5 件		1 件	
合計 6 件	5 件		1 件	

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

## (d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 10 件	5 件	5 件	0 件	0 件
前年度からの継続している案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計 10 件	5 件	5 件	0 件	0 件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表  
(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,335,736	短期借入金	1,348,946
委託者未収金	23,979	1年内返済長期借入金	249,800
有価証券	101,175	1年内償還予定社債	260,000
商払費用	3,069,747	未払法人税等	10,989
前払費用	30,252	預り証拠金	
保管有価証券	300,130	(現金)	2,812,000
差入保証金	3,025,607	(有価証券)	300,130
委託者先物取引差金	156,234	未払金	83,831
未収入金	158,729	未払費用	19,160
保険積立金	205,333	預り金	18,612
その他	45,543	賞与引当金	25,100
貸倒引当金	△ 2,521	預り商品勘定	4,714,101
流動資産合計	11,449,949	その他	91,160
		流動負債合計	9,933,833
固定資産		固定負債	
有形固定資産		社債	1,100,000
建物	242,685	長期借入金	352,150
構築物	21	再評価に係る繰延税金負債	64,639
車両	2,362	繰延税金負債	238
器具及び備品	40,040	退職給付引当金	278,908
土地	316,905	その他	16,112
計	602,014	固定負債合計	1,812,048
無形固定資産		特別法上の準備金	
電話加入権	6,740	商品取引責任準備金	230,000
ソフトウェア	22,961	特別法上の準備金合計	230,000
計	29,702		
投資その他の資産		負債合計	11,975,881
投資有価証券	155,321	(純資産の部)	
関係会社株式	295,173	株主資本	
出資金	11,300	資本金	1,250,000
長期未収債権	197,966	資本剰余金	
長期差入保証金	390,388	資本準備金	130,000
長期貸付金	113,540	利益剰余金	
長期前払費用	3,634	利益準備金	270,000
その他の投資	4,741	その他利益剰余金	
貸倒引当金	△ 94,534	別途積立金	1,000,000
計	1,077,530	繰越利益剰余金	△ 1,468,601
固定資産合計	1,709,247	計	△ 198,601
繰延資産		株主資本合計	1,181,398
社債発行費	18,054	評価・換算差額等	
繰延資産合計	18,054	その他有価証券評価差額金	△ 20,938
		土地再評価差額金	40,910
		評価・換算差額等合計	19,971
		純資産合計	1,201,370
資産合計	13,177,251	負債・純資産合計	13,177,251

②損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成 21 年 4 月 1 日

至 平成 22 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	2,459,088	
売 買 損 益	305,593	
そ の 他	20,001	2,784,683
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,682,409	2,682,409
営 業 利 益		102,274
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	14,912	
有 価 証 券 利 息	183	
受 取 配 当 金	36,688	
受 取 賃 貸 料	17,302	
そ の 他	18,486	87,573
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	59,650	
社 債 利 息	14,498	
そ の 他	58,737	132,885
経 常 利 益		56,962
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	415,053	415,053
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	60,291	
固 定 資 産 除 却 損	61,462	
減 損 損 失	94,779	
事 業 構 造 改 善 費 用	81,113	
本 社 ビ ル 売 却 手 数 料	42,060	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	42,262	
会 社 清 算 損 他	60,316	442,285
税 引 前 当 期 純 利 益		29,729
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		14,902
法 人 税 等 調 整 額		△ 346,268
当 期 純 利 益		361,096

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成 21 年 4 月 1 日

至 平成 22 年 3 月 31 日

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金	資本準備金	利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計	
				利益準備金	その他利益剰余金		
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
前期末残高	1,080,000	—	270,000	1,000,000	△2,253,746	△983,746	96,253
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	361,096	361,096	361,096
再評価差額金取崩額	—	—	—	—	424,048	424,048	424,048
新株の発行	170,000	130,000	—	—	—	—	300,000
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	170,000	130,000	—	—	785,145	785,145	1,085,145
当期末残高	1,250,000	130,000	270,000	1,000,000	△1,468,601	△198,601	1,181,398

単位：千円

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前期末残高	△39,556	464,958	425,401	521,655
当期変動額				
当期純利益	—	—	—	361,096
再評価差額金取崩額	—	—	—	424,048
新株の発行	—	—	—	300,000
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	18,618	△424,048	△405,430	△405,430
当期変動額合計	18,618	△424,048	△405,430	679,714
当期末残高	△20,938	40,910	19,971	1,201,370

#### ④個別注記表

##### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ②デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

###### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）によっております。

長期前払費用

均等償却法

###### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（667,021千円）については、平成13年度より15年による按分額を営業費用に計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

（追加情報）

当事業年度において、早期退職優遇施策の実施に伴い、大量退職者が発生したため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、退職給付制度の一部終了に準じて処理を行っております。

なお、これによる大量退職に伴う退職給付費用1,572千円は事業構造改善費用に含まれております。

賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

###### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

###### ①繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間にわたり定額法で償却しております。

###### ②ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

###### ③受取委託手数料の計上基準

委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

###### ④固定資産の減損に係る会計基準

減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

###### ⑤消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

###### ⑥千円単位の記載金額は、千円未満を切捨てにより表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保に供している資産

定期預金	3,638,468 千円
有価証券	101,175 千円
投資有価証券	105,068 千円
保管有価証券 (清算機構)	283,484 千円
建物	177,080 千円
土地	255,402 千円
計	4,560,678 千円

②担保に係る債務

短期借入金	1,348,946 千円
長期借入金	601,950 千円
取引証拠金	283,484 千円
計	2,234,381 千円

(2) 商品取引責任準備金制度に基づく使途拘束預金 187,737 千円

分離保管制度に基づく預託金 150,000 千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 544,448 千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	1,405,539 千円
長期金銭債権	110,000 千円
短期金銭債務	62,571 千円

(5) 土地 土地の再評価に関する法律 (平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号) 及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律 (平成 11 年 3 月 31 日公布 法律第 24 号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税効果相当額を「負債の部」に、それ以外の金額を「純資産の部」に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令 (平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号) 第 2 条第 1 号又は第 3 号に定める方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

- ・再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 105,983 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業外取引

営業収益	61,500 千円
営業費用	251,686 千円
営業外収益	38,128 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,800,000 株	1,000,000 株	—	6,800,000 株	
合計	5,800,000 株	1,000,000 株	—	6,800,000 株	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額	238 千円
繰延税金負債 合計	238 千円

6. 金融商品に関する注記

(追加情報)

当事業年度から平成 21 年 3 月 27 日公布の「会社法施行規則、会社計算規則の一部を改正する省令」(平成 21 年法務省令第 7 号)を適用しております。

①金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、運転資金及び設備投資に係る資金は銀行等金融機関からの借入によって行っております。

長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

②金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日(当事業年度決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

((注 2)を参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差 額
(1) 現金及び預金	4,335,736	4,335,736	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	101,175	101,175	—
(3) 保管有価証券	300,130	300,130	—
(4) 差入保証金	3,025,607	3,025,607	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	40,352	40,352	—
(6) 短期借入金	(1,348,946)	(1,348,946)	—
(7) 預り証拠金			
現金	(2,812,000)	(2,812,000)	—
有価証券	(300,130)	(300,130)	—
(8) 長期借入金 (※2)	(601,950)	(601,950)	—
(9) 社債 (※2)	(1,360,000)	(1,368,552)	(8,552)
(10) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	126,180	126,180	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	(11,138)	(11,138)

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(※2) 1 年内返済長期借入金及び 1 年内償還予定社債を含めております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(4) 差入保証金 (6) 短期借入金及び (7) 預り証拠金 (現金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

これは MMF であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 保管有価証券及び (7) 預り証拠金 (有価証券)

これらの時価については、商品取引所法施行規則第 39 条の規定に基づく充用価格によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっており、また、商品ファンドについては公表されている基準価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する取得原価と貸借対照表計上額との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	①株式	986	1,571	585
	②その他	—	—	—
	小 計	986	1,571	585
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	①株式	42,705	21,645	△ 21,060
	②その他	17,362	17,136	△ 225
	小 計	60,067	38,781	△ 21,285
合 計		61,053	40,352	△ 20,700

## (8) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## (9) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (10) デリバティブ取引

## ①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	契約額等		時価 (※)	評価損益	
			うち1年超			
市場取引	商品先物	売建	984,040	—	999,000	△ 14,960
		買建	1,798,045	—	1,848,564	50,519
市場取引以外の 取引	先渡取引	売建	1,200,600	1,200,600	1,194,480	6,120
		買建	897,200	—	997,712	100,512
	金利スワップ取引					
	支払固定・受取変動	300,000	—	△ 2,531	△ 2,531	
支払変動・受取変動	500,000	500,000	△ 13,480	△ 13,480		
合 計		5,679,885	1,700,600	5,023,745	126,180	

(※) 時価の算定方法は、(1) 商品先物取引については、東京工業品取引所の最終価格、(2) 先渡価格については、取引先商社から提示された価格等、(3) 金利スワップ取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

## ②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	500,000	300,000	△ 11,138	取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注 2) 非上場株式 (貸借対照表計上額：投資有価証券 114,968 千円) 及び関係会社株式 (貸借対照表計上額：295,173 千円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象にしておりません。

(注 3) 長期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年以内	5年超
長期借入金	249,800	352,150	—
社債	260,000	1,100,000	—
合 計	509,800	1,452,150	—

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事実上の関係				
役員及びその近親者	清水清			当社取締役	なし			賃借料の支払(注1)	39,121	前払費用	3,059
								保証料の支払(注2)	6,600	〃	5,500
								債務保証	3,300,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上、賃借料金額を決定しております。

(注2) 当社は、銀行借入に対して取締役清水清より債務保証を受けて、年率0.2%の保証料を支払っております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事実上の関係				
子会社	カネツシンガポール	シンガポール	2,500,000 S\$	ブローカー業務及び輸出入業務	所有直接100.0%	兼任3人 出向1人	商品取引員	金地金のリース(注1)	—	預け商品	199,260
	カネツジュエリー	東京都中央区	10,000千円	貴金属及び宝飾品の販売	所有間接62.5%	兼任1人	貴金属の販売	金地金のリース(注1)	—	預け商品	1,195,560
	カネツビジネスサービス	東京都中央区	80,000千円	グループ会社の事務代行業務	所有直接62.5%	兼任3人	コンピュータシステム利用と管理	ソフトウェア使用料及び保守料の支払	80,293	—	—
親会社	カネツホールディングス	東京都中央区	300,000千円	国内外の会社の事業活動の指導及び管理	被所有直接100.0%	兼任5人	経営指導	経営指導料の支払(注2)	134,377	未払金	7,904
親会社の子会社	カネツFX	東京都中央区	440,000千円	取引所為替証拠金取引の受託	なし	兼任3人	代理媒介取引	代理媒介手数料の受取	499,982	未収入金	28,250

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 金地金のリース料率については、市場の取引実勢等に基づいて決定している。

(注2) 受取手数料の4%の変動部分と固定部分に決定している。

(注3) 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	176円67銭
1株当たりの当期純利益	53円76銭

9. 記載の金額は、1株当たり純資産額及び当期純利益を除き、千円未満を切捨てにより表示しております。

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額／リスク額×100]	381.5
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額／資本金額×100]	102.9
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本／資本金額×100 ]	96.1
(d) 自己資本比率 [自己資本／総資産額×100 ]	9.1
(e) 修正自己資本比率 [自己資本／総資産額×100 ]	11.8
(f) 負債比率 [負債合計額／純資産額×100]	912.9
(g) 流動比率 [流動資産額／流動負債額×100 ]	115.3